



図 西日本高速道路株式会社関西支社 組織図

(ウ) 応急・復旧に関する措置

供用中の高速道路及び附属施設の復旧にあたっては、次に掲げるところにより、少なくとも一車線を走行可能な状態に速やかに復旧し、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

- a 路面が破損した場合には、砂利、碎石等により破損箇所を修理し、アスファルト舗装等により応急復旧を図る。
- b 排水設備、電気設備、通信設備、その他附属設備等に被害を生じた場合は、早急に原因を調査し、応急の措置を行う。
- c 浸水、建造物の倒壊その他による被害が生じた場合は、排水、堆積物の排除等を行い、交通の確保を図る。よう壁等が破壊した場合には、必要な資器材を使用して応急復旧を図る。

工事中の道路及び附属施設

工事中の高速道路及び附属施設に係る被害が発生した場合には、被害の拡大を防ぐとともに工事及び工事中資器材の保全を図るため、関係請負業者の協力を得て応急復旧その他の措置を講じ、必要ある箇所については応急復旧と同時に、又は応急復旧に引き続いて本復旧を行うものとする。

(3) 公園及び街路樹に関する応急対策

ア 公園の点検

建設部は、速やかに都市公園の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、都市公園の被災箇所（陥没、隆起、亀裂、公園施設の破損等）の発見に努める。

イ 街路樹の点検

建設部及び大阪港湾部は、道路管理者（港湾管理者）等と連携し、速やかに街路樹の巡視点検を実施し、また、関係機関等からの通報を受け、街路樹の被災箇所（倒木、傾斜木、枝おれ等の被害）の発見に努める。

ウ 応急対策の実施

応急対策は、次の内容により実施する。

(ア) 公園の応急対策

被災箇所を発見したときは、必要に応じ立ち入り禁止等の措置をとる。

避難場所としての機能確保にむけ、広場、出入り口等の陥没、隆起、亀裂などの整地等応急対策を実施する。

(イ) 街路樹の応急対策

被災箇所を発見したときは、必要に応じ道路管理者（港湾管理者）等に連絡のうえ、被害木の除去、傾斜復旧、支柱設置等の応急対策を実施する。

応急対策の体制は、次の内容により実施する。

建設部は、関係機関等と連携し応急対策を行うとともに、必要に応じて協力業者等への協力を依頼する。なお、要員や資器材等が不足するときは、他都市等への応援要請を市本部に依頼する。

また、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、公園施設の調査や応急対策等の災害支援対策として各種団体と下記の協定を締結している。

・災害時における応援復旧対策の協力に関する協定

締結相手：一般社団法人 日本建設業連合会関西支部

一般社団法人 大阪建設業協会

3. 鉄道施設の耐震化及び応急対策

鉄道施設は、公共交通機関として多数の人を輸送していることから、地震により構造物の破壊が生じた場合、人命に大きな被害が生じるほか、社会生活にも多大の支障をきたすこととなる。このため、鉄道施設の耐震性を向上させることが強く求められる。また、新線の計画に当たっては防災面からも良好な鉄道網を形成するよう求められている。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社

高架・橋梁部の橋脚の耐震補強やトンネル部の補強、駅の防災設備の整備等を行う。

ア 耐震対策

東日本大震災の被災状況などから得られた、新たな知見・耐震設計基準等を踏まえ、さらなる耐震性の向上に取り組む。

(ア) 高架・橋梁部の耐震補強

(イ) ずい道の補強

(ウ) 列車の逸脱防止対策の実施

(エ) 建築物の耐震診断及び耐震補強

イ 災害警備体制の確立

(ア) 災害時活動体制に関する社内規定の整備

(イ) 地震計監視システムによる常時監視体制の整備

(ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

(エ) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

(オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には、「異常事態基本細則」に基づく配備体制をとり、旅客の安全確保及び被害の最小化と災害復旧に取り組む。

(2) 西日本旅客鉄道株式会社等（JR西日本、JR貨物、JR東海）

阪神・淡路大震災後、近畿運輸局からの当面の指示（平成7年7月31日付）に基づき、既存の鉄道構造物の緊急耐震補強計画を作成した。当面はこの緊急耐震補強計画に従って補強工事を進め、新しい設計基準が定められた段階で再度見直しを実施する。

ア 耐震対策

以下の耐震補強を新幹線から優先的に実施する。

(ア) ラーメン高架橋、ラーメン橋台の補強

(イ) 落橋防止工

(ウ) 建築物の耐震診断、耐震補強

イ 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

(ア) 気象観測機器の整備及び観測報告

(イ) 警戒発令基準（第1種、第2種）を地域気象条件により定める。

(ウ) 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。

(エ) 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を立てる。

(オ) 職員の非常招集計画及び訓練計画を立てる。

ウ 応急対策

各社は、相互に連携をとり、それぞれ定められた「災害応急処理規程」等に基づき、迅速かつ的確に応急復旧対策を実施する。

(ア) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部等を設置し、主として次の業務を実施する。

西日本旅客鉄道株式会社

事故対策本部等の種別、設置基準及び招集範囲

	設 置 基 準	招 集 範 囲
第1種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたととき 	招集可能者の全員 (A招集)
		招集可能者の半数 (B招集)
第2種体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長期間不通となるおそれがあるとき ・ 長時間影響を及ぼすとき ・ その他必要と認めたととき 	必要最小限 (C招集)

招集範囲は本部員の班別構成標準による。

上記を標準として関係室長、鉄道部員及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと

日本貨物鉄道株式会社（関西支社）

名称	設置場所	設置の基準	業務
現地対策本部	現地	A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は貨物会社の責により旅客が死亡もしくは多数負傷したとき	(1)旅客等の救護 (2)応急・復旧作業 (3)輸送上の手配 (4)被害状況の調査
支社対策	支社	B 車両が10両以上脱線、又は貨物会社の責により旅客が負傷したとき C 車両が5両以上脱線、又は本線が3時以上不通となるおそれがあるとき D その他特に必要とみとめたとき	(1)非常の輸送措置 (2)応急復旧の企画 (3)災害状況の調査 (4)情報の収集伝達 (5)その他

東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部及び関西支社）

名称	設置場所	設置の基準	業務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1)大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2)風水害により、輸送に大きな影響をおよぼすおそれのあるとき (3)事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4)その他、特に必要と認められたとき	(1)事故状況の調査 (2)資材及び備品等の手配 (3)事故復旧処理及び原因調査 (4)輸送計画、運転整理等 (5)その他
復旧本部	現地	(非常招集) 非常招集及び非常招集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。 非常招集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の招集を行う。 運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準による。	(1)旅客の救護 (2)応急、復旧作業 (3)現地における情報の提供 (4)その他

(イ) 災害発生時の動員体制

災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要と認められる箇所に連絡する。
関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常招集を行う。

(ウ) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び受入等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

(エ) 地震時の対策(運転規制基準等)

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

地震が発生したときの運転基準及び取扱いは、おおむね次のとおりとする。

a 駅長

- (a) 輸送指令に報告するとともに、保線区長、電力区長等に通報し列車の停止手配を行う。
- (b) 輸送指令の指示により、運転士に対し運転の見合せ（口頭）速度制限（運転通告）等の必要な措置を講ずる。
- (c) 列車が停車場付近に停止した場合は、支障のないときは停車場内に誘導する。

b 動力車乗務員

- (a) 強い地震を感知したときは、直ちに停止させる。
- (b) 線路等に異常がないと認められないときは、次の停車場まで注意運転（15 km/h）を行う。
- (c) 停車場まで注意運転をしたときは、駅長を介して輸送指令の指示により必要な措置を講ずる。

c 輸送指令

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
<p>地震計が震度4（40ガル以上）を示したとき 地震計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合</p> <p style="text-align: center;">標 準</p> <p>規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下</p>	<p>地震計が震度5（80ガル以上）を示したとき 地震計のない区域では指定駅での体感震度5と認められる場合</p> <p style="text-align: center;">標 準</p> <p>規制範囲には列車を進入させない。 規制範囲内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着 運転中止、再開は左記と同様</p>

d 保線区長

震度4以上を観測したとき、下記段階に応じ線路の特別巡検を実施する。

- a 震度5（80ガル）以上のとき第1種
- b 震度4以上（40～80ガル）のとき第2種

（注）気象庁が発表している震度は加速度データの周期、継続時間等を考慮し算出しているため、ここでの記述とは異なる。

東海旅客鉄道株式会社

新幹線では、鉄道沿線に設置している表示用地震計（感震器）及びユレダス（地震動早期検知警報システム）により、変電所及びき電区分所の遮断器を自動遮断して架線を停電させ、列車を完全に停止させる。

列車の運転再開については、地震強度等により現地巡回等の安全確認を行ったうえで規制解除する。

なお、安全確認は地震強度により4段階（甲・乙・丙・丁）の方法で行う

運転事故及び災害及び災害応急処理取扱細則、新幹線災害時運転規制等取扱細則等による。

（3）阪神電気鉄道株式会社

地震災害を予防するため、鉄道施設の維持改良に努めるとともに、次の事項の防災体制を整えておくものとする。

ア 耐震対策

- (ア) 高架橋、橋梁の維持補修並びに改良強化
- (イ) 河川改良に伴う橋梁改良
- (ウ) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (エ) ずい道の維持補修並びに改良強化
- (オ) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (カ) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (キ) その他防災上必要な設備改良

イ 災害警備体制の確立

- (ア) 震度計等を用いた継続的監視体制の確立
- (イ) 災害時の配備体制の確立
- (ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (エ) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- (オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(ア) 災害対策組織

災害が発生した場合、又は発生するおそれが生じた時は、「鉄道非常事態対策規則」に基づき対策本部を設置する。

なお、災害の程度により対策本部の組織を適宜変更し、社内組織を充分活用する。

(イ) 対策内容

災害が発生した場合、電気・車両・工務・運輸・救護業務の各責任者は災害警備規定に基づき、災害の程度に応じ各担当部門毎に、復旧・輸送・救護・警備の処置をとる。

(4) 阪急電鉄株式会社

災害を予防するため、列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し鉄道施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

ア 耐震対策

- (ア) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (イ) 河川改修に伴う橋梁改良
- (ウ) 法面、土留擁壁等維持補修並びに改良強化
- (エ) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (オ) 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- (カ) その他防災上必要な設備改良

イ 災害警備体制の確立

- (ア) 気象観測機器、地震計の整備
- (イ) 災害時の配備体制の確立
- (ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画の周知徹底
- (エ) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- (オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部を設置し輸送力の確保に努める。

災害が発生した場合又はそのおそれのある場合、当社「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき適確迅速な防災措置をとるとともに、必要に応じて現地及び本社に対策本部を設置し、早期に事態の収拾を図る。

(5) 京阪電気鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の維持改良に努めるとともに、地震時に対処し得る体制を整備しておくものとする。

ア 耐震対策

- (ア) 落橋対策として、橋台拡幅、ズレ止め、桁連結を施工
- (イ) 高架橋及び高架橋上のコンクリート柱の補強
- (ウ) 橋上駅舎、変電所、信号所の補強
- (エ) 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- (オ) 車庫内で仮置中の車体の転倒防止
- (カ) 法面、土留擁壁の維持補修並びに改良強化

イ 災害警備体制の確立

- (ア) 地震計の設置
- (イ) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (エ) 非常用器材、飲料水、食料の調達方法の確立
- (オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には、旅客の安全確保に努めるとともに被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたるとともに輸送力の確保に努める。

地震により非常災害が発生したときは、当社は「鉄道災害対策規則」及び「東南海・南海地震防災対策計画」に基づき非常災害組織を設け対処する。

災害の程度に応じ「鉄道災害対策規則」に基づき、配備体制をとり係員を動員する。

(6) 近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

ア 耐震対策

- (ア) 高架橋、橋梁の耐震補強
- (イ) 河川改修に伴う橋梁改良
- (ウ) 法面、土留擁壁等の維持補修並びに改良強化
- (エ) ずい道の維持補修並びに改良強化
- (オ) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (カ) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (キ) 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- (ク) その他防災上必要な設備改良

イ 災害警備体制の確立

- (ア) 気象観測機器、地震計の整備
- (イ) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (エ) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- (オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める

(ア) 非常本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「災害救助規程」により本社に非常本部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

(イ) 配備態勢及び動員数

「災害救助規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して班員を動員する。

(ウ) 通信連絡体制

鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確

保にあたらせる。列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

(7) 南海電気鉄道株式会社

災害を予防するため、おおむね、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

ア 耐震対策

- (ア) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (イ) 河川改良に伴う橋梁改良
- (ウ) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (エ) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (オ) 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- (カ) その他防災上必要な設備改良

イ 災害警備体制の確立

- (ア) 気象観測機器の整備
- (イ) 災害時の配備体制の確立
- (ウ) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (エ) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- (オ) 防災訓練の実施

ウ 応急対策

災害が発生した場合には、併発事故の発生を防止し、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、輸送の確保を図る。

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

(8) 阪堺電気軌道株式会社

電車運転の安全確保に必要な線路及び諸施設の維持改良に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

ア 耐震対策

- (ア) 施設、設備の定期的点検と計画的な保守補強
- (イ) 橋梁の維持補修又は改良強化
- (ウ) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (エ) 電線路支持物の維持補修並びに改良強化
- (オ) 沿線電話等の通信設備の充実

イ 処理体制の確立

- (ア) 気象情報の収集及び連絡体制の確立
- (イ) 要注意箇所の警備体制の周知徹底
- (ウ) 救急機関への要請経路の確認
- (エ) 各現場機関の処理体制の確立
- (オ) 監督官庁への連絡方法の確認

ウ 係員に対する教育

- (ア) 異常時における通報連絡体制の確認
- (イ) 処理体制についての周知
- (ウ) 防災訓練の実施

エ 応急対策

地震等の災害が発生した場合は、応急処置及び救急体制を確保することにより、併発事故防止と死傷者の救急並びに迅速な状況連絡の円滑を期する。

災害が発生した場合、「異常事態対策規程」に基づき対処する。

(ア) 職員の非常招集

災害等情報処理体制及び異常事態対策要領に基づき非常招集を行う。

(イ) 事故対策本部の設置

本社に事故対策本部を、また現地には現地対策本部を設置する。

(ウ) 救急応援先への連絡

関係先へ速やかな連絡を行う。